

議案第40号

一関市臨時診療所条例の制定について

一関市臨時診療所条例を次のとおり制定する。

令和2年5月8日提出

一関市長 勝 部 修

一関市臨時診療所条例

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等感染症への感染が疑われる者に対して応急的な診療を行うため、一関市臨時診療所（以下「臨時診療所」という。）を設置する。

(位置)

第2条 臨時診療所の位置は、市長が別に定める。

(診療科目)

第3条 臨時診療所の診療科目は、内科とする。

(診療日)

第4条 臨時診療所の診療日は、市長が別に定める。

(診療時間等)

第5条 臨時診療所の診療受付時間及び診療時間は、市長が別に定める。

(使用料等)

第6条 使用料等の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。

2 前項により難い使用料等については、市長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び社会保険団体と特別の契約によるものに係る使用料等の額は、当該契約に基づき市長が定める額とする。

4 前3項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、消費税及び地方消費税の額に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額) を加算するものとする。

(使用料等の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。